

平成27年10月29日

各団体ご担当者様

東京労働局労働基準部労働時間課

年未年始における年次有給休暇取得促進のための
ポスター及びリーフレットの送付について

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

労働基準行政の運営につきましては、平素より格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

平成19年12月に「ワーク・ライフ・バランス推進官民トップ会議」において、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定され（平成22年6月改定）、この行動指針においては、2020年までの目標値として、年次有給休暇の取得率70%、週労働時間60時間以上の雇用者の割合（10.0%）の半減が掲げられており、これらの目標の達成に向けては、国民運動を通じた社会的気運の醸成に積極的に取り組むことが重要であると考えています。

また、「日本再興戦略」改定2015（平成27年6月30日閣議決定）では、働き方改革を実現するため、働きすぎ防止のための取組を強力に推進することや各企業における有給休暇取得による連休の実現の促進（「プラスワン休暇キャンペーン」）の取組を進めることが盛り込まれたところです。

このため、厚生労働省東京労働局では、時季を捉えた年次有給休暇を取得しやすい環境整備を促進することとしており、本年の夏季及び年次有給休暇取得促進期間（10月）の取組に続き、年次有給休暇を取得しやすい年未年始における連続休暇の取得に向けた社会的機運の醸成や、来年（来年度）の年次有給休暇の計画的付与の促進を図るため、集中的な周知・広報活動をしているところです。

つきましては、貴団体におかれましても、この趣旨を御理解の上、同封いたします下記のポスター及びリーフレットをご活用いただき、会員の年次有給休暇の取得促進にご協力くださいますようお願い申し上げます。

記

ワーク・ライフ・バランス
「仕事と生活の調和のために、年次有給休暇を計画的に活用しよう。」

ポスター	1部
リーフレット	10部

<お問合せ先>

東京労働局 労働基準部 労働時間課 江原

電話 03(3512)1613